（償還の手続）

第六条　政府は、公社から通貨代用国庫債券の全部又は一部につき償還の請求を受けた場合において、当該請求に係る金額の全部又は一部につき償還を行うときは、その償還を行う金額を当該金額を払い込む先として公社が指定した機関における公社の勘定（以下「公社の勘定」という。）に払い込むものとする。

（一部の償還の請求を受けた場合の措置）

第七条　前条の場合において、当該請求が通貨代用国庫債券の額面金額の一部に係るものであるときは、政府は、当該通貨代用国庫債券と引換えに、当該額面金額から当該請求に係る金額を控除した金額を額面金額とする通貨代用国庫債券を公社に交付するものとする。

（日本銀行が買い取った場合の措置）

第八条　日本銀行は、法第二条第三項において準用する国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第十条第四項の規定により政府から償還を行うことのできない金額につき通貨代用国庫債券を買い取ることを命ぜられたときは、当該金額を公社の勘定に払い込まなければならない。

２　政府は、前項の場合には、日本銀行が買い取った金額を額面金額とし、法第二条第三項において準用する国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第十条第五項の規定により財務大臣が定める償還期限及び利率を記載した通貨代用国庫債券を日本銀行に交付するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

その他告示

○宮内庁告示第七号

天皇皇后両陛下は、七月六日東京御発、モンゴルを御訪問になり、同月十三日御帰国になる。

令和七年六月二十三日

宮内庁長官　西村　泰彦

○金融庁告示第六十二号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月二十三日

金融庁長官　井藤　英樹

一　(一)　特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

株式会社ＳＢＩ新生銀行　東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号

株式会社西日本シティ銀行　福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目一番一号

(二)　特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

銀行法第二条第二項に規定する銀行業

(三)　特定社会基盤事業者の指定をした日

令和七年六月二十日

二　(一)　特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

株式会社パスモ　東京都新宿区西新宿三丁目二番十一号

ａｕペイメント株式会社　東京都港区港南二丁目十六番一号

楽天Ｅｄｙ株式会社　東京都港区港南二丁目十六番五号

(二)　特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

資金決済に関する法律第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業

(三)　特定社会基盤事業者の指定をした日

令和七年六月二十日

○財務省告示第百六十九号

国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約の相手方に変更があったので、国債の金利スワップ取引に関する省令（平成十七年財務省令第七十二号）第三条第四項の規定に基づき、国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件（平成十八年三月財務省告示第八十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十三日

財務大臣　加藤　勝信

「、株式会社みずほ銀行」を削除する。

○財務省告示第百七十号

財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約の相手方に変更があったので、財政投融資特別会計における金利スワップ取引に関する省令（平成二十三年財務省令第四十九号）第三条第四項の規定に基づき、財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件（平成二十三年十一月財務省告示第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十三日

財務大臣　加藤　勝信

「、株式会社みずほ銀行」を削除する。

○農林水産省告示第九百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　青森県上北郡東北町字細津橋ノ上四〇の七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　長野県安曇野市穂高有明三七四九、七七三二の三〇（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　京都府福知山市大江町南有路小字古地九四二、九四三、小字桂八三四三から八三四五まで、八三四七から八三四九まで、八三四九の一、八三四九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字古地九四二（次の図に示す部分に限る。）、九四三、小字桂八三四三・八三四九の一・八三四九の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）